

埼玉県肝炎対策推進指針改正案の概要

本指針の策定趣旨

肝炎対策基本法第4条(地方公共団体の責務)・第9条(肝炎対策基本指針の策定等) 国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成28年6月30日改正)

指針の位置付け

埼玉県における肝炎対策をさらに推進するため、県、市町村等が取り組むべき肝炎対策の方向性を示すもの

期間

平成29～33年度(5年間)

目標

▶▶▶ 肝炎患者等が安心して生活できる環境を整備するとともに、重症化を防ぐ取組により肝がんの罹患率を減少させる。

基本方針

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

第2 肝炎の予防のための施策

第3 肝炎検査の実施体制の充実

第4 肝炎医療を提供する体制の確保

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成

第6 肝炎に関する知識の普及と肝炎患者等の人権の尊重

施策展開の項目

- 肝炎ウイルス検査の促進
- 重症化予防事業の推進
- 適切な肝炎医療の推進
- 正しい知識の普及啓発
- 相談支援や情報提供
- 肝炎母子感染予防策
- B型肝炎ワクチンの定期予防接種
- 新たな感染の発生防止
- 肝炎検査の受検機会の確保
- 肝疾患診療体制の強化
- 肝疾患患者、家族の不安を軽減するための取組推進
- 肝炎治療医師数の確保
- 肝炎治療を支える人材の育成
- 県民に対する普及啓発
- 医療従事者に対する正しい知識の普及

主な取組

- ・検査の受検体制の整備
・検査の普及啓発など受検の勧奨
- ・検査費用助成による負担軽減
・陽性者のフォローアップの実施
- ・肝疾患診療体制の整備
・肝炎治療医療費助成の推進
- ・広報、啓発資材の作成と配布
- ・肝臓病相談センターの運営
・保健所、市町村窓口での相談
・肝炎コーディネーターの養成
- ・妊婦健康診査時の肝炎ウイルス検査
・B型肝炎ワクチンの定期接種の実施
・関係機関との連携による普及啓発
- ・県、保健所、市町村における検査の促進
・委託医療機関における検査の推進
・職域における肝炎ウイルス検査の促進
- ・肝炎診療ネットワークの強化
・定期検査費用の助成とフォローアップ事業の推進
- ・肝疾患患者等への助成制度等の周知
・肝炎患者等の就労支援
- ・肝炎医療研修会の開催
・肝炎コーディネーターの養成研修の開催
- ・県民への正しい知識の普及啓発
・肝炎患者等に対する不当な差別、偏見の解消
・関係団体との連携強化

目標達成のための5つの指標

指標1 陽性者フォローアップ実施市町村数
57市町村(H27年度)→全63市町村(H33年度)

指標2 肝炎ウイルス検査を受けたことがある県民の割合
26%(H28年度)→70%(H33年度)

指標3 肝炎ウイルス検診(検査)実施市町村
59市町村(H28年度)→全63市町村(H33年度)

指標4 埼玉県肝炎医療研修会受講修了医師数
200名(毎年度)

指標5 「肝疾患診療連携拠点病院・地区拠点病院」における肝炎コーディネーター配置率
62.5%(H27年度)→100%(H33年度)